

公益社団法人天童青年会議所定款

第1章 総則

(名称)

第1条

本会は、公益社団法人天童青年会議所(英文名 Junior Chamber International Tendo) と称する。(以下、本会議所という。)

(事務所)

第2条

本会議所の事務所を山形県天童市におく。

(目的)

第3条

本会議所は、地域社会と国家の健全な発展を目指し、会員相互の信頼のもとに資質の向上と啓発に努めるとともに、国際的理解を深め世界の平和と繁栄に寄与することを目的とする。

(運営の原則)

第4条

本会議所は、特定の個人、または法人、その他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。

2. 本会議所は、これを特定の政党のために利用しない。
3. 本会議所は、剰余金の配分を行うことができない。

(事業)

第5条

本会議所は、その目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 政治・経済・社会及び文化等に関する調査研究並びにその向上に資する事業
 - (2) 教育、スポーツ、文化等を通じて、児童や青少年の心身の健全な育成に寄与するとともに、国民の福祉に資することを目的とする事業
 - (3) 地域活性化・人材育成などによってまちづくりに寄与し、地域社会の健全な発展を目的とする事業
 - (4) 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業
 - (5) 指導力啓発の知識及び教養の習得と向上並びに能力の開発を促進する事業
 - (6) 国際青年会議所及び公益社団法人日本青年会議所との連携に基づく事業
 - (7) その他、本会議所の目的を達成するために必要な事業
2. 事項の事業については、山形県において行うものとする。

(事業年度)

第6条

本会議所の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

第2章 会員

(会員の種類)

第7条

本会議所の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、一般社団・財団法人法という。）上の社員とする。

(1) 正会員

天童市及びその周辺に住所または勤務先を有する20才以上40才までの品格ある青年で、理事会において入会を承認された者をいう。ただし年度中に40才に達した場合、その年度内は正会員としての資格を有する。

(2) 賛助会員

本会議所の目的に賛同し、その発展を助成しようとする個人、法人、又は団体で、理事会で承認された者をいう。

(3) 名誉会員

本会議所に功労があり、理事会で承認された者をいう。

(4) 特別会員

年齢制限の年度末まで正会員であった者で、理事会で承認された者を特別会員とする。

2. 年度中に40才に達する年度に理事長に就任した者は、その次年度、特別会員の資格をもって直接理事長の職に当たるものとする。

(入会)

第8条

本会議所の正会員及び賛助会員になろうとする者は、別に定める規程により、入会申込書を理事長に提出し理事会の承認を得なければならない。

2. このほか入会に関する事項は、別に定める規程による。

(入会金及び会費)

第9条

正会員は、別に定める規程により、入会金及び会費を納入しなければならない。

2. 賛助会員は、別に定める規程により、会費を納入しなければならない。

3. 名誉会員及び特別会員は、会費を徴収しない。

(退会)

第10条

会員が本会議所を退会しようとするときは、その年度の会費を納入し、退会

届を理事長に提出しなければならない。

2. 退会は理事会の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由があるときはこの限りではない。

(会員資格の喪失)

第11条

会員が次の各号の一つに該当するときには、その資格を失う。

- (1) 第10条により退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡又は喪失宣告を受けたとき、もしくは解散したとき。
- (4) 第15条により除名されたとき。
- (5) 事業年度の終了する日までに会費を納入しないとき。
- (6) 総正会員が同意したとき。

(会員の権利)

第12条

正会員は、本定款に別に定めるもののほか、本会議所の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有する。

2. 賛助会員及び名誉会員は、本会議所のすべての例会及び行事に出席でき、各種会議にはオブザーバーとして参加する権利を有する。

(会員の義務)

第13条

本会議所の会員は、定款その他の規程を遵守しなければならない。

2. 本会議所の正会員は、各種会議、行事に出席する等、本会議所の目的達成に必要な義務を負う。

(休会)

第14条

正会員がやむを得ぬ事由により長期間各種会議、行事に出席できないときは、事務会の承認を得て、休会することができる。

2. 前項の事由により休会し、その事由の解消により復帰を希望する正会員は、理事会の承認を得て復帰することができる。

(除名)

第15条

正会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議によって、その正会員を除名することができる。

- (1) 本定款その他の規程に違反したとき。
- (2) 本会議所の名誉を毀損し、又は本会議所の目的遂行に反する行為をしたとき。
- (3) 本会議所の秩序を著しく乱す行為をしたとき。
- (4) その他、除名すべき正当な事由があるとき。

2. 賛助会員及び名誉会員が前項各号の一つに該当するときは、理事会の決議により、当該会員を除名することができる。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第16条

会員が第15条の規程によりその資格を喪失したときは、本会議所に対する会員の権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2. 本会議所は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 役員

(役員の種類及び数)

第17条

本会議所に次の役員を置く。

(1) 理事 15人以内20人以内

(2) 監事 2人以内

2. 理事のうち1人を理事長、2人以上5人以内を副理事長、1人を専務理事とする。

3. 理事長は、一般社団・財団法人法上の代表理事とし、業務を総括する。

4. 理事会は、理事長以外の理事のなかから、一般社団・財団法人法9条第91条第1項第2号の業務執行理事を選任することができる。

(選任等)

第18条

理事及び監事は、総会においてこれを選任する。

2. 理事及び監事は、会員のうちから選任する。

3. 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

4. 監事は、本会議所の理事もしくは、会議・特別委員会・委員会の構成員及び使用人を兼任することができない。

5. 本会議所の理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にあるものの合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

6. 他の同一団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互の密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事も同様とする。

7. 各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

8. 一般社団・財団法人法第65条に規定する役員資格のない事項に該当するものは本会議所の役員になることができない。

9. その他、役員を選任に関して必要な事項は、規程に定める。

(理事の職務・権限)

第19条

理事は理事会を構成し、法令及び本定款に定めるところにより本会議所の業務を執行する。

2. 副理事長は、理事長の業務の執行を補佐する。
3. 専務理事は、理事長、副理事長を補佐して業務を処理し、事務局を統括する。
4. 理事長は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。
5. 前項の報告は第17条第5項の業務執行理事を選任した場合も同様とする。

(監事の職務・権限)

第20条

監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、または本会議所の業務及び財産の状況を調査することができる。

(任期)

第21条

理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する通常総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。
3. 理事又は監事は、第17条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに適任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
4. 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として適任された理事又は監事の任期は、退任した理事又は監事の任期が満了する時までとする。

(辞任・解任)

第22条

役員は、理事会の承認を得て辞任することができる。

2. 役員は、総会において解任することができる。

(直前理事長等)

第23条

本会議所には、直前理事長及び顧問（以下、直前理事長等という。）を置くことができる。

2. 直前理事長は、前年度理事長がこれにあたり、理事長経験を生かし、業務について必要な助言を行う。
3. 顧問の選任に関しては、第18条第1項を準用する。
4. 顧問は、理事長の諮問に答え、または意見を述べることができる。
5. 直前理事長等の任期、辞任及び解任は、第21条及び第22条を準用する。

(報酬等)

第24条

役員は無報酬とする。

(責任の免除)

第25条

本会議所は、役員的一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2. 本会議所は、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を理事会の決議によって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任限度額は、金10万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれかに高い額とする。

第4章 総会

(種類)

第26条

本会議所の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

2. 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。通常総会は、毎年1月・9月に開催し、毎年1月に開催する通常総会をもって一般社団・財団法人法上の定時社員総会とする。そのほか、必要のある場合に臨時総会を開催する。

(総会の構成)

第27条

総会は、全ての正会員をもって構成する。

(権限)

第28条

総会は、一般社団・財団法人法に規定する事項並びに本定款に別に定めるもののほか、次の各号を決議する。

- (1) 理事、監事の選任又は解任
- (2) 理事長及び副理事長候補者、専務理事候補者、総務室長・財務局長候補者選定又は解職
- (3) 定款の変更
- (4) 事業報告及び会計報告の承認
- (5) 本会議所の解散及び残余財産の処分方法
- (6) 次に掲げる規程の制定、変更及び廃止
 - ① 会員資格規程
 - ② 役員選任の方法に関する規程
 - ③ 運営規程
 - ④ 特定資産管理規程
 - ⑤ 会費及び入会金規程

- (7) 正会員の除名
- (8) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受
- (9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡
- (10) 理事会において総会に付議した事項
- (11) 前各号に定めるほか、法令に規定する事項及び本定款に定める事項

(招集)

第29条

総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、全ての正会員の同意がある場合には、その招集手続きを省略することができる。

(議長)

第30条

総会の議長は、理事長もしくは正会員のうち理事長の指名した者がこれにあたる。

(議決権)

第31条

総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第32条

総会の決議は、総正会員の過半数が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数を持って行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 合併・事業の全部又は一部の譲渡
- (5) 解散
- (6) 長期の借入
- (7) 重要な財産の処分及び譲り受け
- (8) その他法令で定められた事項

3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに、第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第17条で定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の行使の委任)

第33条

やむを得ない理由により議会に出席できない正会員は、法令の定めるところにより他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2. 前項の場合において、第32条の規定の適用については、その正会員は出

席したものとみなす。

3. 理事又は正会員が、議会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会決議があったものとする。

(議事録)

第34条

総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議事録には、議長及び出席した正会員のうちから選任された議事録署名人2人が署名押印しなければならない。

(総会規則)

第35条

総会の運営に関して必要な事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、本会議所の運営規程による。

第5章 常任理事会及び理事会

(常任理事会の構成)

第36条

本会議所は理事長、直前理事長、副理事長、専務理事を以って常任理事とし、常任理事会を構成する。なお、理事長は必要に応じて、理事の中からその他の構成員を指名することができる。

2. 常任理事会は理事会から付議される事項、理事会に提出すべき事項及び議題を協議し、参考意見を提出することができる。ただし、理事が常任理事会の協議を経ずに理事会に議案を提出することを妨げない。

3. 常任理事会は、必要に応じて随時開催することができ、理事長が招集する。

(理事会の構成)

第37条

本会議所に一般社団・財団法人法上の理事会を置く。

2. 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第38条

理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次の各号の職務を行う。

- (1) 理事長、副理事長並びに専務理事等の選定及び解職
- (2) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (3) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (4) 前各号に定めるもののほか本会議所の業務執行の決定
- (5) 理事の職務の執行の監督

(種類及び開催)

第39条

理事会は通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2. 通常理事会は毎月1回以上開催し、必要のある場合に臨時理事会を開催する。

(招集)

第40条

理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第41条

理事会の議長は、理事長もしくは理事長が指名した者、又は理事者の中から選出された者がこれにあたる。

(決議)

第42条

理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規程にかかわらず、一般社団・財団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものと見なす。

(議事録)

第43条

理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、理事長及び監事は、これに署名捺印しなければならない。ただし、理事長が理事会に出席しなかった場合は、出席した理事及び監事がこれに署名捺印する。

(理事会規程)

第44条

理事会の運営に関して必要な事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、別に定める本会議所の規程による。

第6章 例会及び委員会

(例会)

第45条

本会議所は、第5条に定める事業遂行の場としての例会を開催する。

2. 例会は、毎月1回以上開催する。

3. 例会の運営については、理事会の議決により定める。

(委員会)

第46条

本会議所は、目的達成に必要な事項を調査、研究、審議し、または実施するために委員会を置く。

2. 前項において必要な事項は、規則に定める。

(委員会の構成)

第47条

委員会は委員長、副委員長、幹事及び委員をもって構成する。

2. 委員長は、理事のうちから理事長が理事会の承認を得て委嘱する。

3. 正会員は、理事長、副理事長、専務理事、室長、直前理事長等及び監事を除き、原則として全員がいずれかの委員会に所属しなければならない。

4. その他副委員長・幹事の選任、及び委員会の運営については、別に定める規程による。

第7章 会計（資産及び会計）

(財産の管理・運用)

第48条

本会議所の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は、別に定める規程による。

(会計原則ならびに区分)

第49条

本会議所の会計は、その行う事業に応じて、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

(事業計画及び収支予算)

第50条

本会議所の事業計画及び収支予算については、毎事業毎度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第51条

本会議所の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が以下の書類（以下、決算書類等という。）を作成し監事の監査を受け、理事会の承認を得たうえで、通常総会において承認を得なければならない。

(1) 事業報告書

(2) 事業報告書の付属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2. 本会議所は、第1項の通常総会の集結後直ちに、法令の定めるところにより貸借対照表を公告するものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第52条

理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第3号の書類に記載するものとする。

第8章 管理

(事務局)

第53条

本会議所の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には所要の職員を置くことができる。
3. 事務局の職員は、理事長が理事会の承認を得て任命する。
4. 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、別に定める規程による。

(備付け帳簿及び書類)

第54条

定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとするとともに次の書類を主たる事務所に5年間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 理事、監事の名簿
- (2) 認定、認可等及び登記に関する書類
- (3) 理事会及び総会の議事に関する書類
- (4) 財産目録
- (5) 事業計画書及び収支予算書 各事業年度
- (6) 事業報告書及び計算書類等
- (7) 監査報告書
- (8) その他法令で定める帳簿及び書類

第9条 情報公開及び個人情報の保護

(情報の公開)

第55条

本会議所は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財産資料等を積極的に公開するものとする。

2. 情報公開に関する必要な事項は、別に定める規程による。

(個人情報保護)

第56条

本会議所は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2. 個人情報の保護に関する必要な事項は、別に定める規程による。

(公告)

第57条

本会議所の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に提示する方法による。

第10章 解散（定款の変更、合併及び解散）

(定款の変更)

第58条

本定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第59条

本会議所は総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(清算人)

第60条

本会議所の解散に際しては、清算人を総会において選任する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第61条

本会議所が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17条に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第62条

本会議所が清算をする場合において有する残余財産は、総会の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17条に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 雑則

(委任)

第63条

本定款に別に定めるもののほか、本会議所の運営に必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

第12章 附則

1. 本定款は、一般社団及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下、整備法という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記日から施行する。

2. 本会議所の最初の理事長は柴崎稔とする。

3. 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規程にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

この規程は、平成23年7月2日より施行する。

この規程は、平成23年12月12日より改定する。

この規程は、平成24年12月17日より改定する。

運営規程

第1章 総則

(目的)

第1条

本規程は公益社団法人天童青年会議所（以下、本会議所という。）定款に基づき、本会議所の運営を円滑にし、その目的達成を容易ならしめるために、組織運営に関する事項を定めることを目的とする。

第2章 例会・理事会・常任理事会

(例会・理事会・常任理事会)

第2条

例会・理事会・常任理事会に関し、定款に定めるものの他、以下の原則に則って開催する。

(1) 例会は原則として毎月第1月曜日に開催する。但し開催日に関しては理事会の承認をもって設定するもので、必ずしも原則にとられるもので

- はない。
- (2) 例会の運営については、少なくとも前月の理事会において承認を受けなければならない。
 - (3) 定例理事会は原則として毎月第2月曜日に開催する。
 - (4) 常任理事会は、原則として毎月第4月曜日に開催し、理事長は必要に応じて臨時常任理事会を開催することができる。
 - (5) 常任理事会の運営については、定款40条・41条・42条を準用する。
 - (6) 理事に選任されずに顧問の職に選任された者は、理事会に出席し、意見を述べることができる。
 - (7) 定款第42条に定める「特別な利害関係を有する理事」とは、10万円以下の利害に関わる決議に関しては、これに該当しないものとする。

第3章 室及び委員会

(室及び室長)

第3条

定款第46条の規程に基づく委員会は、その性格内容に応じて室に分別することができる。

2. 室長は、理事のうちから理事長が理事会の承認を得て任命し、担当する委員会を統轄する。

(委員会の設置)

第4条

定款第3条の目的を達成すべく第5条の事業を行うため、委員会、特別委員会または会議を理事会において設置する。

2. 前項において、各委員会・会議の職務分掌を明確にするため、あらかじめその内容を理事会で決定する。

(構成)

第5条

委員会には、委員長1名、副委員長1名以上、幹事1名以上及び委員若干名を置く。

2. 委員長は、理事のうちから理事長が理事会の承認を得て任命し、委員会を代表してその活動を統轄する。

3. 委員長は理事会の承認を得て、副委員長、幹事及び委員を正会員のうちから任命する。但し、副委員長の任命については、理事長が理事会の承認を得て任命することもできるものとする。

4. 副委員長・幹事は、それぞれ次の事項に掲げる任務をもつ。

(1) 副委員長

委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代行する。

(2) 幹事

会務の総括、運営、会計を補佐する。

(開催)

第6条

委員会は委員長が必要に応じて招集し開催する。

(責務)

第7条

事業を立案、実施するにあたり理事会の決議を要する。その事業実施に必要な事業費については、理事会の承認した予算に準拠し執行する。

2. 委員会開催にあたっての資料、議事録等の保管、管理を行う。

3. 事業終了後、速やかに報告書を作成し、会計帳票等により支払先・支払日・用途を明確にした決算書を添付し理事会にて承認を得る。

(特別委員会・会議)

第8条

特別委員会・会議の運営は、第5条6条7条を準用する。

規程の改廃

(本規程の改廃)

第9条

本規程の改廃は、総会の決議による。

附則

この規程は、平成23年7月2日より施行する。

会員資格規程

第1章 総則

(目的)

第1条

本規程は公益社団法人天童青年会議所（以下、本会議所という。）定款に基づく、本会議所への入会及び入会の資格審査に関する事項、会費・入会金の納入に関する事項、会員の資格審議に関する事項、休会に関する事項、並びに賛助会員・名誉会員に関する事項を定めることを目的とする。

第2章 入会及び入会の資格審査

(入会)

第2条

入会を希望する者は正会員2名の推薦を受け所定の入会申込書を理事長へ提出しなければならない。

(推薦者の資格)

第3条

前条の推薦者の資格は、本会議所の正会員で、被推薦者に対して1ヵ年間の義務履行の連帯保証ができる者とする。

(入会資格審査の委託)

第4条

入会の資格は、定款に基づき天童市及びその周辺に住所または勤務先を有する20才以上40才までの品格ある青年であることとする。

(入会資格審査の委託)

第5条

理事長は入会資格審査を担当する委員会へ委託する。

(入会の資格審査及び答申)

第6条

前条で定める担当委員会は推薦者並びに入会希望者に面接するとともに入会資格の適否を審査し、その結果を理事会に答申する。

(入会の決定)

第7条

理事会は答申に基づき審査し、入会の適否を決定する。入会の諾否は理事長が推進者並びに入会申込者に通達する。

(正会員の認定)

第8条

入会を承認された者は入会金の納入をもって正会員となる。入会金の金額は、会費及び入会金規程に定める。

(入会年度の会費)

第9条

会費は6月末日までに入会を承認された者については全額とし、7月以降の入会については半額とする。

(入会金の免除)

第10条

名誉会員及び特別会員に対しては入会金を徴収しない。

第3章 会員資格審議委員会

(設置)

第11条

会員に、会員の資格を喪失するに足る行為がある、あるいはあると疑われる場合、会員資格審議委員会（以下、審議会という。）を設置することができる。

(構成)

第12条

審議会は理事会において正会員より選任された委員により構成される。

(審議会の招集と決議)

第13条

審議会は、理事長が委員長となり、必要と認めたときに招集し、委員の過半数の出席をもって成立し、決議は出席委員の過半数をもって決する。可否同数の時は、委員長の決するところによる。

(任務)

第14条

審議会は、理事会の諮問のあったとき、または委員長が必要と認めたとき、次の事項につき審議の上、理事会に答申するものとする。

- (1) 特に理事会より諮問された会員一般の資格審議
- (2) その他会員に関する事項

(審議基準)

第15条

審議会における審議基準は、次の事項によるものとする。

- (1) 本会議所会員として、その品性と能力
- (2) 定款その他の規程への違反の有無
- (3) 本会議所の名誉毀損、本会議所の目的遂行に反する行為、又は本会議所の秩序を著しく乱す行為の有無
- (4) その他考慮すべき条件

(会員の除名)

第16条

審議会は、審議結果を理事会に答申し、会員に除名するに足る要件があると診断された場合には、定款第15条による除名の決議を総会にはかるものとする。

第4章 休会

(休会)

第17条

正会員が、病気（要医師の診断書）や妊娠出産及び海外出張等の為、長期間に亘り出席不能な場合は休会として出席の義務を免除する。その際、休会届を

理事長宛てに提出し、理事会で承認された日より休会扱いとする。

2. 休会中の会費は納入しなければならない。

(復帰)

第18条

休会の事由が解消されて復帰を望む場合には、復帰届を理事長宛てに提出し、理事会で承認された日より復帰できる。

第5章 その他の会員

(賛助会員)

第19条

本会議所の趣旨に賛同し、その事業の発展を助成することを望む個人、法人及び団体は、理事会の承認により賛助会員として入会することができる。但し、年度末までに会費を納入しないときは退会とする。

2. 会員資格は1年限りとする。

3. 賛助会員を希望する者は、所定の申込書を理事会に提出する。

(名誉会員)

第20条

正会員以外の者で、本会議所の発展に功労のあった者は、理事会の承認により名誉会員となる。

(特別会員)

第21条

制限年齢の年度末まで正会員であった者で、理事会で承認された者を特別会員とする。

規程の改廃

(本規程の改廃)

第22条

本規程の改廃は、総会の決議による。

附則

この規程は、平成23年7月2日より施行する。

この規程は、平成23年12月12日より改定する。

会費及び入会金規程

第1章 総則

(目的)

第1条

本規程は、公益社団法人天童青年会議所（以下、本会議所という。）における会費について必要事項を定めることを目的とする。

第2章 会費及び入会金

(会費)

第2条

正会員の年会費は12万円とする。

2. 賛助会員の年会費は、1口1万円とする。
3. 名誉会員及び特別会員の会費は徴収しないものとする。
4. 入会年度の会費の納入については、会員資格規程第9条に定める。

(入会金)

第3条

入会金は2万円とする。

(会費及び入会金の使途)

第4条

前項の会費は、公益目的事業に10%以上、その残額をその他の事業及び法人会計に使用する。ただし、入会金のうち特定資産として積み立てるものは、この対象としない。また、その他の事業に使用した残額があるときは、これを公益目的事業に使用することができる。

2. 前条の入会金は、法人会計に1万円、事業特定資産と大山賞特定資産にそれぞれ5千円ずつ、繰り入れるものとする。

(会費の納入時期)

第5条

年会費は、毎年1月31日までに納入しなければならない。但し、会費を1月31日と6月30日までの2期に分納することができる。

(会費納入の勧告)

第6条

年会費及び入会金を所定の納期までに納入しない会員に対しては、財務を担当する理事が当該会員に勧告することができ、悪質な場合には理事会に報告することができる。

(監事の正会員資格)

第7条

年度中に40才に達する年度に監事に1年目として就任した者は、その次年度、特別会員の資格をもって、監事の職に当たるものとする。

規程の改廃

(本規程の改廃)

第8条

本規程の改廃は、総会の決議による。

附則

この規程は、平成23年7月2日より施行する。

この規程は、平成23年12月12日より改定する。

役員選任の方法に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条

本規程は、定款第18条に基づき、役員選任の方法に関する事項を定めることを目的とする。

(次年度役員候補者選考委員会の設置)

第2条

法令及び定款第18条に定める役員の選任に関して、総会における選任に先立つ一切の準備事項を処理管理するために次年度役員候補者選考委員会（以下、選考委員会という。）を設置する。

(選挙管理委員会の設置)

第3条

前条に定める選考委員会委員の選挙に関する一切の事項を処理管理するために選挙管理委員会を設置する。

第2章 選挙管理委員会

(構成)

第4条

選挙管理委員会は理事長、直前理事長、監事2名以上をもって構成する。

2. 選挙管理委員会の代表委員は監事があたる。

(選挙に関する通知)

第5条

選挙に関する通知は選挙管理委員会の代表委員名の文書で通知するものとす

る。

第3章 次年度役員選考委員会

(構成)

第6条

選考委員会は、本会議所在籍3年を超える正会員もしくは、理事を経験した正会員のうちから、選挙で選出された10名以内の委員（正会員の1割とし整数未満は四捨五入する。）及び理事長、理事長経験者で組織する。

2. 選考委員会の委員長は理事長があたる。

(選挙)

第7条

選考委員会委員の選挙を8月末までに開催する。

2. 選挙権を持つ正会員が、第9条に定める被選挙人の中から3名を連記する一般選挙を行い、委員を選出する。

(選挙権)

第8条

正会員は選挙権を有する。但し、1月より6月末までの例会出席率が30%未満の会員は選挙権を有さない。

(被選挙人)

第9条

毎年6月末までに会費を納入した正会員のうち、本会議所在籍3年を超える正会員、もしくは理事を経験した者を被選挙人とする。但し、1月より6月末までの例会出席率が60%未満の会員は被選挙権を有さない。

第4章 次年度役員予定者の選出

(次年度理事役員候補者の推薦)

第10条

選考委員会は次年度理事長候補者を総会当日まで責任をもって決定し、総会において承認を受ける。但し、この場合選考委員中より次年度理事長候補者を選出することをさまたげない。

2. 選考委員会は次年度理事長候補者に諮り、総会において定款第17条の理事数の範囲内で理事役員候補者の推薦を行い、総会の承認を受ける。

(次年度事業の計画)

第11条

次年度理事長候補者は、次年度の監事候補者を正会員より総会に推薦するこ

とができる。

2. 次年度理事長候補者は、理事予定者より副理事長候補者、専務理事候補者、総務室長、財務局長候補者を理事会に推薦することができる。

(次年度事業の計画)

第12条

次年度理事長候補者は速やかに理事役員予定者を招集し、次年度の事業開催に向けて、委員会その他の設置、職務分掌などを協議の上決定しなければならない。

2. 理事役員予定者は、次年度の事業計画並びに予算を立案審議し、総会の承認を得なければならない。

(次年度事業の計画)

第13条

選任された次年度理事役員予定者は、定款第18条及び第21条により、翌年度1月通常総会で承認を受けることによって正式な本会議所の役員となる。総会において選出された理事役員は、理事の中から理事長を選出し、その時をもって理事長は正式に就任する。

(出向役員の選出)

第14条

公益社団法人日本青年会議所・東北地区協議会・山形ブロック協議会の役員及び役員予定者を本会議書より選出する際は、必要に応じて理事会及び総会において承認を得るものとする。

規程の改廃

(本規程の改廃)

第15条

本規程の改廃は、総会の決議による。

附則

この規程は、平成23年7月2日より施行する。

この規程は、平成24年12月17日より改定する。

会計規程

第1章 総則

(目的)

第1条

本規程は、公益社団法人天童青年会議所（以下、本会議所という。）における経理処理に関する基本を定めたものであり、収入及び支出の状況並びに財政状態について、それぞれの内容を正確かつ迅速に把握し、本会議所の事業活動の計数的統制とその能率的運営を図ることを目的とする。

（会計の原則）

第2条

本会の会計は「公益法人会計基準」（平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会決定）に基づいて行う。

（会計年度）

第3条

本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

（予算及び決算）

第4条

本会の収支予算は、12月の理事会の決議により定め、収支決算は会計年度終了後1ヶ月以内にその会計年度末の決算報告書とともに、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

第2章 予算

（予算統制の原則）

第5条

本会の会計は、すべての収支につき予算統制を行う。

（予算の編成）

第6条

予算の編成は担当委員長の事業計画案に従い理事会の承認を経て理事長が行う。

（予算編成の原則）

第7条

予算は原則として収入額の範囲内で編成しなければならない。

（予算科目）

第8条

予算は収支の性質、目的に従い、款、項、目に区別する。科目改正は、理事会の決議を経て、理事長がこれを定める。

（予算編成の様式）

第9条

予算編成に当たっては、予算科目と事業計画との関連を明瞭になるような様

式を用いるものとする。

(予算科目外の支出)

第10条

予算科目外の支出をしようとする場合には理事会の議決を経て承認を得なければならない。

(理事長執行事項の委任)

第11条

理事長は次の事項の財務を担当する理事に委任することができる。

- (1) 予算に基づく経常的な収支及び支出
- (2) 予算に基づく物品の購入及びその管理

(委員長の任務)

第12条

各担当委員長は、予算の編成とその執行に関し随時、適切な資料を作成し理事長に意見を具申すると共に、所管事項に関する予算の施行について、管理監督責任を理事長に対して負うものとし、その施行に際しては冗費をはぶき、効果的に運用することに努めなければならない。

2. 各担当委員長は、単位事業が終わったときには速やかに収支決算書、事業報告書、付属明細書などの関係書類を備え、理事会に提出しなければならない。

第3章 出納

(出納)

第13条

出納にあたっては次の証憑を備え必ず起票し、これらの書類は期日順に整理しておくものとし、入金した現金及び小切手はすみやかに銀行へ預け入れなければならない。

- (1) 収入については発行領収証の控え
- (2) 支出については支払の領収証
- (3) 領収証徴収不能のものについては、担当委員長が発行した支払証

(銀行口座)

第14条

会計はつとめて銀行の普通及び当座預金口座によって処理し、口座名義は理事長とし理事長職名印を使用する。

第4章 監査

(監査)

第15条

監事は監査を行うものとする。

2. 監事はいつでも本会の監査を行なう為に諸帳簿の閲覧謄写を求めることができる。

本規程の改廃

(本規程の改廃)

第16条

本規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、平成23年7月2日より施行する。

この規程は、平成23年12月12日より改定する。

特定資産管理規程

第1章 総則

(目的)

第1条

この規程は、公益社団法人天童青年会議所（以下、本会議所という。）定款に基づき、本会議所の特定資産の取得、維持、運用、並びに処分についての必要な事項を規定する。

第2章 種類・管理

(種類)

第2条

本規程に定める特定資産に、以下の2種類をおく。

- (1) 大山賞特定資産
- (2) 事業特定資産

(構成)

第3条

特定資産は、次にあげる財産をもって構成する。

- (1) 定款第9条第1項及び会費及び入会金規程第3条が定める入会金
 - (2) 本会の一般会計の収支決算の余剰金が生じたとき、総会の決議により目的を定めて特定資産として積立金に繰り入れられた資産
2. 会費及び入会金規程第4条第2項に基づき、大山賞特定資産と事業特定資産

産にそれぞれ入会金を5千円ずつ繰り入れるものとする。

(管理責任者)

第4条

特定資産の管理責任者は理事長とする。

(管理方式)

第5条

特定資産のうち、現金は日本郵政公社または確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、もしくは国公債等確実な有価証券に換えて保有するものとする。

(運用)

第6条

特定資産の運用については、前条の管理方式より逸脱しない範囲において、総会の決議を得なければならない。

(保有限度)

第7条

特定資産の保有限度額は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第16条の規定の通りとする。

(大山賞特定資産の目的)

第8条

大山賞特定資産は、以下の目的のために運用する。

- (1) 本会議所の将棋による事業及び記念事業などに資する目的
- (2) その他、本会議所の発展に資する目的

(事業特定資産の目的)

第9条

事業特定資産は、以下の目的のために運用する。

- (1) 本会議所の記念事業・大規模な大会などに活用する目的
- (2) その他、本会議所の発展に資する目的

第3章 取り崩し

(特定資産の処分及び取り崩し)

第10条

特定資産は、第8条、第9条の目的のために取り崩すことができるが、その際、特定資産管理委員会を設け、資産運用についての諮問機関とする。

(特定資産管理委員会)

第11条

特定資産管理委員会は、正会員の資格を有する理事長経験者、直前理事長、理事長、副理事長及び専務理事をもって構成する。

2. 特定資産管理委員会は、理事長が委員長となり、必要と認めたときに招集し、委員資格者の過半数の出席をもって成立し、決議は出席委員の過半数をもって決する。可否同数の時は、委員長の決するところによる。

(取り崩しの決議)

第12条

取り崩しは、特定資産管理委員会の同意を経て、理事会で決議した後、総会の決議を得なければならない。

(基本財産等の運用益の用途)

第13条

特定資産の運用益は、事業費、管理費等に充当する。

規程の改廃

(本規程の改廃)

第14条

本規程の改廃は総会の決議による。

附則

この規程は、平成23年7月2日より施行する。

庶務規程

第1章 総則

(目的)

第1条

本規程は公益社団法人天童青年会議所（以下、本会議所という。）定款に基づき、事務局、慶弔、旅費等の庶務に関する事項を定めることを目的とする。

第2章 事務局

(事務局長)

第2条

事務局には事務局長1名を置き専務理事をもってこれに充てる。事務局長は事務局を統轄する。

(職員)

第3条

事務局には職員を配置することができる。その処遇については事務局長が理事会の承認を得てこれを掌理するものとする。

(議事録の管理)

第4条

総会及び理事会の議事録は事務局長がこれを管理し、事務所に備え付けるものとする。議事録が電磁的記録をもって作成される場合においても、事務所への備え置きと適切な管理を行わなければならない。

2. 議事録が電磁的記録をもって作成される場合においては当該電磁的記録に記録された事項については、法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

(書類の備え置き)

第5条

事務局は法令・定款及び情報公開規程に基づき、以下の書類を記載の保存期間中、事務所に備え置かなければならない。

- (1) 定款その他諸規程 永久
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事の名簿 5年
- (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 理事会及び総会の議事に関する書類 10年
- (6) 財産目録 5年
- (7) 事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類 10年
- (8) 事業報告書及び計算書類、附属明細書 10年
- (9) 監査報告書 5年

2. 事務局は前項の書類以外に以下の分類に従い、文書を整理し、記載の保存期間中、事務所に備え置かなければならない。

- (1) 本会議所内部の文書綴り 5年
- (2) 日本JC及び他JC関係の文書綴り 5年
- (3) (1)、(2)に属さない文書綴り
- (4) 本会議所及び日本JCの会報とニュース綴り 10年
- (5) 会計諸帳簿 10年

第3章 出席

(出席の確認)

第6条

会合の出席は、原則として規定の用紙への署名をもって確認する。

2. すべての会合において、欠席・遅刻・早退する場合は届け出ることとする。
3. 各会員の出席状況は、3ヶ月毎に発表する。

(公欠)

第7条

JC関係の公務のためにあらかじめ届け出て総会、例会、委員会及び理事会に欠席した場合は、出席したものとして取り扱う。

(出席率の最低限界)

第8条

年間実質出席率の最低限界を30%とし、これに満たない正会員には、この改善を勧告することができる。この勧告に応じず、改善が見られない場合には、会員資格審議委員会に審議を諮問することができる。

(出席回数の加算)

第9条

理事会で承認された各種の大会、会合に参加した時には実質出席回数に加算することができるが、その際、理事会において承認された方法をもって出席を確認し、出席回数に1回を加えて算出するものとする。

(JCバッヂ着用の励行)

第10条

正会員はすべて会合に出席する際にはJCバッヂを佩用しなければならない。但し、例会の運営上、上衣を使用しない場合はこの限りではない。

第4章 褒章

(褒章の決定)

第11条

本会議所における褒章は、青年会議所運動に顕著な功績のあった個人、団体委員会に対して理事会の決定により行う。なお褒章の方法等についてはその都度理事会で決定する。

(褒章の該当者)

第12条

褒章は次の該当者に与える。

- (1) 本会議所の拡大開発に著しく功績のあった者
- (2) 本会議所の事業活動に著しく功績のあった者
- (3) 一般社会に特に貢献のあった者
- (4) 出席良好な会員
- (5) JC活動に賛同し、且つ地域社会の向上に著しく功績のあった会員以外の者
- (6) その他功績顕著な者

第5章 慶弔・旅費・ペナルティー

(慶弔に関する事項)

第13条

正会員の慶弔に関しては次の基準により慶弔金もしくは記念品を贈る。

- | | | |
|-----------------|----------|---------------|
| (1) 会員の結婚 | 10,000 円 | |
| (2) 会員の死亡 | 20,000 円 | 及び花輪 |
| (3) 会員の病気 | 5,000 円 | (2週間以上の病臥の場合) |
| (4) 会員配偶者の死亡 | 10,000 円 | 及び供物 |
| (5) 会員の両親及び子女死亡 | 5,000 円 | 及び供物 |
| (6) 第一子誕生祝 | 3,000 円 | |

2. 前項以外の場合で、必要と認められるときは理事会の決定によるものとする。

(旅費に関する事項)

第14条

事務職員の公務出張に対しては、理事会の決定により次の旅費を支給することができる。

- (1) 天童より目的地までの往復旅費相当額 (実費支給)
- (2) 宿泊料一泊につき 5,000 円
- (3) 会議に必要な登録料

(ペナルティーに関する事項)

第15条

正会員は定時総会、例会、会員出席事業 (理事会において承認されたもの) に無断欠席の場合 1 件につき 1,000 円を、連絡欠席の場合 1 件につき 200 円を徴収する。

2. 徴収について前項に関するものは、担当委員会で遅くとも 3 ヶ月に 1 度取りまとめるものとする。
3. 理事会、各委員会の欠席及び遅刻は理事会、各委員会で決定する。

規程の改廃

(本規程の改廃)

第16条

本規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、平成 23 年 7 月 2 日より施行する。

情報公開規程

第1章 総則

(目的)

第1条

この規程は、公益社団法人天童青年会議所（以下、本会議所という。）が、その活動状況、運営内容及び財務状況等を積極的に公開するために必要な事項を定めることにより、本会の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

第2章 責務・公開方法

(法人の責務)

第2条

本会議所は、この規程の解釈及び運用に当たっては、原則として、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(情報公開の方法)

第3条

本会議所は、情報の種類に応じ、公表、書類の事務所備え置き並びに電磁的方法により行うものとする。

2. 前項の規程による情報公開の内容、方法等の詳細は理事長が定める。

第3章 備え置き・閲覧

(書類の事務所備え置き)

第4条

本会議所は、法令の規定に従い、書類の事務所備え置きを行い、閲覧請求に対し、その閲覧・一部の謄写を許可するものとする。

(事務所備え置きの書類)

第5条

前条の事務所備え置きの対象とする書類と保存期間は以下に掲げるものとし、次条に規定する閲覧場所に常時備え置く。

- (1) 定款その他諸規程 永久
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事の名簿 10年
- (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 理事会及び総会の議事に関する書類 10年
- (6) 財産目録 5年

- (7) 事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類 10年
- (8) 事業報告書及び計算書類、附属明細書 10年
- (9) 監査報告書 10年
- (10) 会計帳簿 10年

2. 前項中の保存期間として備え置き期間を表示しているものについては当該備え置き期間分の書類を、備え置き期間を表示していないものについては当該最新の書類を公開する。

(閲覧場所及び閲覧日時)

第6条

本会の事務所備え置きの対象とする書類の閲覧場所は、本会議所事務局とする。

2. 閲覧の日は原則として、土日・祝祭日・本会議所の休日を除く平日とし、閲覧の時間は、午前10時から午後2時までとする。

(閲覧等に関する事務)

第7条

閲覧希望者から第5条に掲げる書類の閲覧等の申請があったときは、次により取り扱うものとする。

- (1) 様式1に定める閲覧(謄写)申請書に必要事項の記入を求め、提出を受ける。
- (2) 閲覧(謄写)申請書が提出されたときは、様式2に定める閲覧受付簿に必要事項を記載し、閲覧に供する。
- (3) 謄写を希望する者から謄写の請求があったときは、実費負担を求め、これに応じる。

(その他)

第8条

この規程に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は理事長が理事会の決議を経てこれを定める。

(個人情報等の消去・廃棄)

第9条

保有する必要がなくなった個人情報等については、直ちに当該個人情報を消去・廃棄しなければならない。

規程の改廃

(本規程の改廃)

第10条

この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成23年7月2日より施行する。

個人情報管理規程

第1章 総則

(目的)

第1条

この規程は、公益社団法人天童青年会議所（以下、本会議所という。）定款第58条に基づき、個人情報の適正な取り扱いに関してこの法人の会員及び職員が厳守すべき事項を定め、これを実施運用することにより個人情報を適切に保護・管理することを目的とする。

第2章 定義・適用

(定義)

第2条

(1) 個人情報

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報で、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）をいう。

(2) 本人

「本人」とは、当該個人情報によって識別される、又は識別され得る、生存する特定の個人をいう。

(3) 職員

職員とは、本会議所の定款第53条第2項に定める者をいう。

(4) 個人情報管理責任者

「個人情報管理責任者」とは、本規程の運用に関する責任と権限を有する者をいう。

(適用範囲)

第3条

この規程における個人情報の管理に責任を負う者として、会員及び職員にこの規程を適用する。また、取り扱う情報として、会員・職員及び外部から収集した全ての個人情報にこの規程を適用するものとする。

2. 会員及び職員が、退会又は退職後においても、在任又は在籍中に取得した個人情報については、この規程に従うものとする。

3. 個人情報管理に従事する者を管理する立場にある者は、当該従事者に対し、この規程の厳守を確保するために必要な措置を講じなければならない。

第3章 管理・提供

(個人情報管理責任者)

第4条

本会議所においては、理事長を個人情報管理責任者とする。

2. 個人情報管理責任者は、この規程等の適正な実施及び運用を図り、個人情報が外部に漏洩したり、不正に使用されたりすること等が無いように管理する責を負う。

(個人情報の取得・利用)

第5条

個人情報の取得は、適法かつ公正な方法によって行い、偽りその他不正な手段によって取得してはならない。

2. 本人から直接に個人情報を取得する場合には、本人（本人が未成年者の場合はその保護者。以下、本人等という。）に対して、個人情報の利用目的及びその利用方法を、書面又はこれに代わる方法で通知し同意を得なければならない。

(個人情報の提供)

第6条

法令で定める場合を除き、個人情報は第三者に提供してはならない。

2. 個人情報を含む業務を第三者に委託する場合には、本会議所が当該業務委託先に課した個人情報の適切な管理義務が、確実に厳守されるよう適宜、確認・指導するものとする。

(安全管理)

第7条

個人情報管理責任者は、個人情報の安全管理のため、個人情報の漏洩又はそれに繋がる備品の紛失防止に努めるものとする。

2. 個人情報管理責任者は、必要に応じて個人情報の安全管理のため、必要かつ適正な措置を定めるものとし、当該個人情報を取り扱う会員及び職員等に遵守させなければならない。

(会員・職員等の指導)

第8条

個人情報管理責任者は、個人情報等の安全管理が図られるよう、個人情報等を扱う会員及び職員に対して、必要かつ適切な指導を行うものとする。

(個人情報等の消去・廃棄)

第9条

保有する必要がなくなった個人情報等については、直ちに当該個人情報を消去・廃棄しなければならない。

(個人情報の利用又は提供の拒否権)

第10条

本会がすでに保有している個人情報について、本人からの自己の情報についての利用又は第三者への提供を拒まれた場合は、これに応じるものとする。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 法令の規定による場合

(2) 本人又は公衆の生命、健康、財産などの重大な利益を保護するために必要な場合

規程の改廃

(本規程の改廃)

第11条

この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成23年7月2日より施行する。